

福岡市立西花畑小学校PTA規約

第一章 総則

第1条【名称と事務局】

この会は西花畑小学校PTAと呼び、事務局を西花畑小学校に置く。

第2条【目的】

この会は、保護者と教職員が積極的に協力して学校と家庭及び社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条【活動の方針】

この会は、保護者と教職員で組織される民主団体で、目的達成にあたっては次の方針に従う。

- 1) この会は、特定の政党・宗教・営利団体に関わらない。また、いかなる団体からも干渉を受けない。
- 2) この会は、学校運営及び指導等、教育行政には干渉しない。

第4条【活動】

この会は、目的達成のために次の活動を行う。

- 1) 家庭と学校の緊密な連絡により学校教育を理解し、全面的に協力する。
- 2) 児童の教育環境を良くする。
- 3) 児童の教育並びに福祉のための活動をする他の団体や機関との協力、また地域との連携に努める。
- 4) 会員の福祉増進、知識教育の向上を図る。
- 5) その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第5条【会費及び会計】

この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

- 1) 会費の額は総会において決定し、月毎に納入する。
- 2) 会費納入については、第3子以下は免除する。
- 3) 会費及び一般事業に起因する収入は一般会計、特別事業に起因する収入は特別会計に計上する。
- 4) この会の経費は本会の目的達成のために使用され、総会において決議された予算に基づいて執行される。
- 5) この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 6) 会員は、随時会計簿を閲覧できる。
- 7) この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 8) 転入・転出時のPTA会費の納入について、以下の通りとする。
 - ① 15日までに転入の場合会費を全額納入、16日以降転入の場合会費は次月より納入。
 - ② 16日以降に転出の場合のみ会費を全額納入。

第二章 会員

第6条【会員】

- 1) この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校の教職員によって構成される。
- 2) 会員はすべて同等の権利と義務をもち、積極的に意見を述べ、協力して会の活動に参加する。
- 3) 会員の慶弔については、「P T A慶弔規程」に定める。

第三章 役員・会計監査

第7条【役員】

この会に次の役員を置き、任務は次の通りとする。なお、役員は他の役員を兼ねることができない。

- 1) 会長1名
この会を代表し、規約に従って会を運営し、各種の会合を招集する。
- 2) 副会長3～5名
会長を補佐し、会長に支障ある場合にはこれを代行する。なお、職務を分担し会の運営を円滑に進める。
- 3) 会計2～4名（うち1名学校会計[教頭]）
総会で決定された予算に基づいて会計処理をする。また、総会にて、予算の提案及び決算の報告をする。
- 4) 書記2～4名（うち1名学校書記[主幹教諭または、教務主任]）
議事録及び運営上の諸記録の整理・伝達・保管にあたる。

第8条【役員の選出と任期】

- 1) 役員は総会において会員の中から選出する。選出方法については「役員選考委員会運営規程」に定める。
- 2) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条【役員の補充】

年度途中で役員の欠員が生じた場合の補充については、次の通りとする。

- ・会長職に欠員を生じた場合、副会長の中から代行者を互選し、任期は前任者の残任期間とする。

第10条【会計監査】

この会に会計監査1名・学校会計監査1名を置く。

- 1) 会計監査の選出及び任期については役員に準じる。
- 2) 会計監査はこの会の経理の監査をし、その結果を総会に報告する。なお、必要に応じて中間監査をすることができる。

第四章 組織・機関

第11条【組織】

この会の組織は「福岡市立西花畑小学校P T A組織図」に定める。

第12条【総会】

- 1) 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
- 2) 定期総会を、年度初めと年度末の年2回開く。（年度末は書面総会とする。）
- 3) 臨時総会は、全会員の10分の1以上の要請があったとき、または役員会、運営委員会が必要と認めたときに開く。その場合会長は、1ヵ月以内に招集しなければならない。

- 4) 総会の定足数は委任状を含めて3分の1以上とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。なお、書面総会に於いては、3分の2以上の同意を必要とする。ただし、書面を提出しない場合には、同意したものとみなす。
- 5) 定期総会は次のことが提案され議決される。
 - ①年度始め総会は、前年度決算の報告・承認、今年度年間活動計画の提案・承認、今年度予算の提案・承認、規約改正の提案・承認、その他重要事項を諮る。
 - ②年度末総会は、次年度の役員・会計監査の選出・承認、今年度年間活動報告・承認を行う。
- 6) 総会の日時・場所・議題は、開催日の5日前までに全員に知らせる。

第13条【役員会】

役員会は役員および学校長で構成され、任務は次の通りとする。

- 1) 総会、運営委員会に提出する事項の審議調整をする。
- 2) 各委員会の計画案の調整をする。
- 3) 総会及び各委員会の委任事項について審議し、執行する。
- 4) 緊急事項については本会で処理し、運営委員会に報告する。
- 5) その他渉外的な活動等、重要事項について審議処理する。

第14条【運営委員会】

- 1) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、役員、各学年委員会の委員長、各専門委員会の委員長、地域委員会の委員長、教職員代表（副委員長の中より2名）をもって構成する。
- 2) 運営委員会は2カ月に1回開き、委員の半数以上の出席で成立する。なお、構成員の4分の1以上の要請があったとき、または役員会が必要と認めたときは臨時運営委員会を開くことができる。
- 3) 運営委員会における議決権は、役員、学年委員会の委員長、専門委員会の委員長、地域委員会の委員長、教職員代表（副委員長の中より2名）が有する。ただし、委員長不在の場合は、副委員長（教職員代表を除く）が代行する。また議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4) 運営委員会の任務は次の通りとする。
 - ①総会に提出する事項及び委任事項を審議し処理する。
 - ②各委員会よりの提出事項の承認及び連絡調整にあたる。
 - ③特別に活動する必要があるときは、特別委員会設置について審議決定する。なお、特別委員会はその任務が終わり次第解散する。
- 5) 運営委員会の審議内容は、その都度会員に知らせる。
- 6) 運営委員会はいつでも会員が傍聴することができる。

第15条【常置委員会】

- 1) この会に次の常置委員会を置き、任務は次の通りとする。

①学年委員会

学年の活動を推進し、学級間の連絡調整にあたる。

②専門委員会

「成人教育委員会」

会員の知識教養を高めるために諸研修を計画し、その実施にあたる。

「広報委員会」

会報等を発行し、また会の活動状況の伝達や会員の知識向上のための資料を提供し、本会活動への関心を高める。

「厚生保健委員会」

会員の福利・厚生・親睦などについての計画実施と、児童の情操涵養・健康増進などについての調査研究を行い、その改善充実に努める。

③地域委員会

1. 児童の登下校における交通安全の指導及び校外における健全な遊びの指導にあたる。
 2. 休業期間の児童の生活について研修会をもち、プール開放時の計画を立てその実施にあたる。
 3. その他各地域の諸問題をとらえ、地域環境の改善に努め、他の団体や機関との協力調整にあたる。
 4. 地域委員長は地域委員会を招集し、運営委員会の報告や地域の活動推進にあたる。
- 2) 常置委員会の運営等については「常置委員会運営規程」に定める。
 - 3) 常置委員会は、「常置委員会運営規程」に基づき選出された保護者委員と各常置委員会を担当する教職員で構成する。

第16条【特別委員会】

- 1) この会に次の特別委員会を置く。
 - ①もちつき委員会
もちつき大会の実施に必要な活動にあたる。
 - ②国際交流委員会
国際交流の実施に必要な活動にあたる。
- 2) 特別委員会の運営等については、「特別委員会運営規程」に定める。
- 3) 特別委員会は、「特別委員会運営規程」に基づき選出された保護者委員と各特別委員会を担当する教職員で構成する。

第17条【役員選考委員会】

- 1) この会に、役員選考委員会を置き、次年度役員候補の選出にあたる。
- 2) 役員選考委員会の運営等については、「役員選考委員会運営規程」に定める。
- 3) 役員選考委員会は、「役員選考委員会運営規程」に基づき選出された保護者委員と担当する教職員で構成する。

第五章 規約・規程

第18条【規約の改正】

この規約は、運営委員会において改正案文を審議し承認を得た上で、総会の議事として出席者の3分の2以上の同意を得て可決することで改正できる。なお、改正案は総会開催の5日前までに会員に知らせなければならない。

第19条【規程】

- 1) この会の運営に関し必要な規程は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会で制定または改廃することができる。
- 2) 運営委員会で規程を、制定または改廃した場合は、次期総会にて報告しなければならない。

第六章 附則

第20条

この規約は、平成16年4月1日より実施する。

平成18年 2月18日 一部改正

平成22年 2月13日 一部改正

平成23年 5月12日 一部改正〔第八章 第15条 3)の廃止〕

平成24年 2月17日 一部改正〔第八章 第14条 2)の追加〕〔第十二章 第25条 2)の変更〕

平成24年 5月 8日 一部改正〔第十五章 第29条の変更〕

平成26年 4月 1日 一部改正〔内規2の追加〕

平成29年 4月 1日 一部改正「役員選考委員会運営規程」「常置委員会運営規程」「特別委員会運営規程」「PTA慶弔規程」の制定

平成29年 5月 9日 改正

第21条【学校長】

学校長は、総会その他の会議に出席し、学校運営ならびに教育的立場より、意見を述べることができる。

第22条【顧問】

会長もしくは役員会の要請により、顧問を置くことができる。

P T A 慶弔規程

第1条

この規程は、福岡市立西花畑小学校P T A規約（以下「P T A規約」という）第6条に基づき、会員に対する慶弔金の支給について定める。

第2条

会員の慶弔にあたり、おくる金品については以下の通りとし、慶弔費より支出する。

1) 会員の弔意に関すること

- ①死亡時、5,000円の香典をおくる。
- ②役員代表及び当該学級の代表が会葬する。
- ③当該学級の児童家庭より100円程度を集め、香典をおくる。
- ④初盆には役員代表がお参りし、5,000円を供える。

2) 児童の弔意に関すること

- ①死亡時、10,000円の香典及び花輪をおくる。
- ②役員代表及び当該学級の代表が会葬する。
- ③当該学年の児童家庭より100円程度を集め、香典をおくる。
- ④初盆には役員代表がお参りし、5,000円を供える。

3) 会員の同居の家族の弔意に関すること

- ①死亡時、5,000円の香典をおくる。
- ②役員代表が会葬する。

4) 教職員会員の両親（同居）の弔意に関すること

- ①死亡時、5,000円の香典をおくる。
- ②役員代表が会葬する。

5) 教職員会員の転退職に関すること

- ・転退職の場合、3,000円程度のお花をおくる。

第3条

この規程に定めた以外の事項については、その都度役員会で協議し決定することができる。

第4条

この規程は、P T A規約第19条に基づき、運営委員会で改廃することができる。

第5条

この規程は、平成16年4月1日より実施する。

平成29年 4月 1日 一部改正

平成29年 5月 9日 改正

常置委員会運営規程

第1条【規程】

この規程は、福岡市立西花畑小学校PTA規約（以下「PTA規約」という）第15条に基づき、この会の常置委員会の運営について定める。また、この規程は、PTA規約第19条に基づき、運営委員会で改廃できる。

第2条【構成・委員選出】

常置委員会の保護者委員の構成と選出は次の通りとする。なお、常置委員は、他の常置委員を兼ねることはできない。また、同じ委員を他の学年学級で兼ねることはできない。

1) 学年委員会

①各学級から学年委員・副学年委員をそれぞれ1名ずつ選出する。

委員の互選により、各学年の学年委員の中から、リーダー1名を選出する。

委員の互選により、リーダーの中から、委員長1名、副委員長1名、会計2名、書記2名を選出する。

委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

②教職員から副委員長1名を選出する。

③副学年委員は、各学年より1名が、役員選考委員を兼ねる。

2) 専門委員会

成人教育委員会（以下「成人委員会」という）

①各学年から3名ずつ選出する。

委員の互選により委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

②教職員から副委員長1名を選出する。

広報委員会

①各学年からクラス数ずつ選出する。

委員の互選により委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

②教職員から副委員長1名を選出する。

厚生保健委員会（以下「厚生委員会」という）

①各学年から3名ずつ選出する。

委員の互選により委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

②教職員から副委員長1名を選出する。

3) 地域委員会

①西花畑小学校校区を以下の各町に分け、在住する会員から1～4名を選出する。

また、委員の互選により委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

なお、委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

皿山 1丁目1区・2区, 1丁目3区, 2丁目, 3丁目, 4丁目

桧原 1丁目, 2丁目, 3・4丁目, 5・6丁目, 7丁目

②教職員から副委員長1名を選出する。

第3条【附則】

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

平成29年 5月 9日 改正

特別委員会運営規程

第1条【規程】

この規程は、福岡市立西花畑小学校PTA規約（以下「PTA規約」という）第16条に基づき、この会の特別委員会の運営について定める。また、この規程は、PTA規約第19条に基づき、運営委員会で改廃できる。

第2条【構成・委員選出】

特別委員会の保護者委員の選出方法は次の通りとする。なお、同じ委員を他の学年学級で兼ねることはできない。

1) もちつき委員会

①各学年から3名ずつ選出する。

委員の互選により委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

②教職員から副委員長1名を選出する。

2) 国際交流委員会

①各学年から3名ずつ選出する。

委員の互選により委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

委員長は活動推進のために委員会を招集することができる。

②教職員から副委員長1名を選出する。

第3条【附則】

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

平成29年 5月 9日 改正

役員選考委員会運営規程

第1条【規程】

この規程は、福岡市立西花畑小学校PTA規約（以下「PTA規約」という）第17条に基づき、この会の役員選考委員会（以下「選考委員会」という）の運営について定める。また、この規程は、PTA規約第19条に基づき、運営委員会で改廃できる。

第2条【構成・委員選出】

選考委員会の構成・委員選出は、次の通りとする。

- 1) 保護者委員 6名（各学年の副学年委員から役員選考委員を1名ずつ互選により選出する。）
- 2) 担当教職員 1名（教頭）
- 3) 役員 1名（副会長）

第3条【活動】

- 1) 初回選考委員会は、会長が招集し、委員長1名、副委員長2名を互選により選出する。次回以降は、委員長が選考委員会を主宰し、招集する。
- 2) 選考委員会は、次年度役員の候補者を選考し、結果を役員会に報告する。
- 3) 定員を満たす次年度役員が承認・選出された場合、選考委員会の任務を完了し、選考委員会は解散する。
- 4) 定員を満たす次年度の役員の承認・選出が困難となった場合、選考委員会と運営委員会が共同で対応策を協議する。

第4条【役員承認】

- 1) 役員会は、選考委員会から報告された次年度役員候補者の選考結果を会員に周知し、書面にて承認を求める。ただし、書面を提出しない場合には、承認したものとみなす。
- 2) 次年度役員は、書面にて会員の3分の2以上の承認を得ることにより選出され、役員会はこの結果を会員に報告する。

第5条【附則】

この規程は、平成29年4月1日より実施する。

平成29年 5月 9日 改正